

接続料の算定に関する研究会

～第3回研究会への追加意見および意見等～

2017年5月19日

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

Agenda

- **第3回研究会を踏まえた追加意見等**
 - NTT殿発言「NTEは全て公開済み」への反論
 - IPoE事業者数の制限（ルータの起動時間）
 - 情報システムの網改造料化
- **コロケーション等に対する追加意見**
 - コロケーション6ヶ月縛り期間の検証
 - コロケーション機器交換の迅速化
 - 情報システムの網改造料化
- **光ファイバ耐用年数の取扱について**
- **守秘義務の対象除外について**
- **研究会のフォローアップについて**

Agenda

- **第3回研究会を踏まえた追加意見等**
 - **NTT殿発言「NTEは全て公開済み」への反論**
 - **IPoE事業者数の制限（ルータの起動時間）**
 - **情報システムの網改造料化**
- **コロケーション等に対する追加意見**
 - **コロケーション6ヶ月縛り期間の検証**
 - **コロケーション機器交換の迅速化**
 - **情報システムの網改造料化**
- **光ファイバ耐用年数の取扱について**
- **守秘義務の対象除外について**
- **研究会のフォローアップについて**

NTT「NTEは全て開示済み」への反論 (1)

第3回 研究会

- NTT東西殿発言「NTEの仕様については事業者に全て開示している」

実際は

NTT西文書 (4/6付)

- 研究会での当協会意見に対する説明としてNTTが来所
- 「NTTグループ含め9社のみ個別に提案済（9社以外には開示していない）4社が既に採用済」と説明。

結論

- 全てのNTEのプランを全事業者に開示していない
- 9社の中でも開示のタイミングがずれている。
- 本研究会がなければ、JAIPAや大手ISP含め多くのISPは未だに知らない状況であったことは明らか。

NTT「NTEは全て開示済み」への反論 (2)

「同等性」の担保が必要

- JAIPAへの情報開示を必須とすることで同等性を担保。
 - ウェブサイト等での公開を必須とする
 - 研究会での定期的な確認が必要（後述）
-
- NTT東西の意思によって開示先（開示時期）を決定している現状は問題。
 - NTT東西はNGNに係る条件の公平性・透明性確保の観点から、
 - (1)同じ時期
 - (2)同じ条件
 - (3)同じ価格を担保する必要がある。

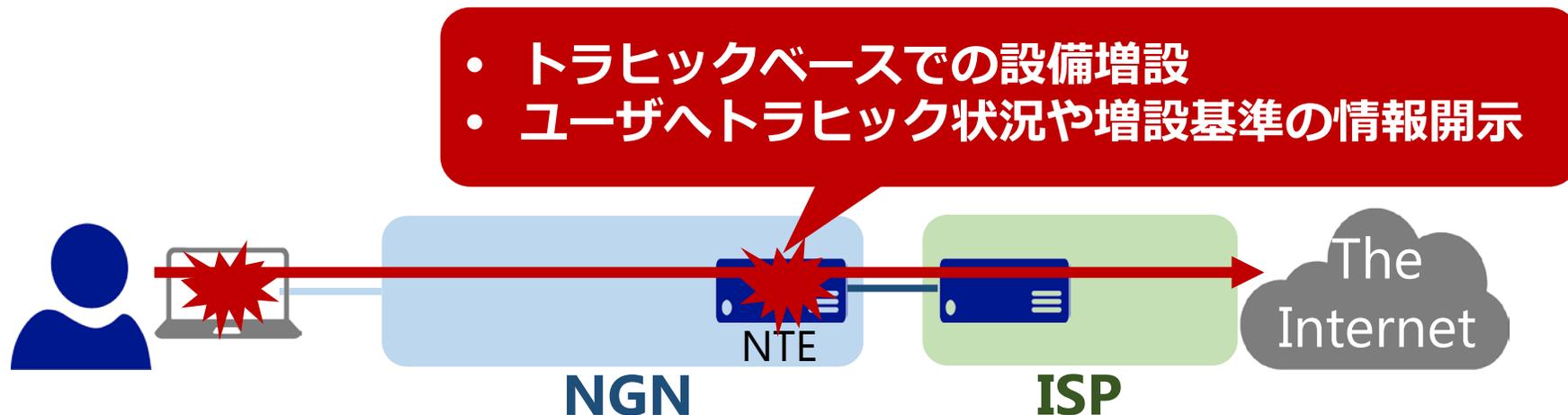
網終端装置(NTE)仕様や状況のオープン化（再掲）

現状

- NGN内部に設置される網終端装置(NTE)が日常的に輻輳状態（ユーザ収容過多）となっている。
- ISPはユーザからの日々クレームを受けており、NTT東西殿に網終端装置の増設を要請してきた。
- **NTT東西殿「収容ユーザ数が基準を満たしていないため増設はできない」と増設を拒否。**
- **NTT東西殿はユーザに「ISPの装置が原因」と説明。ISPは状況説明したいが情報開示できず。**

提案

- **NTEの増設基準をIPoE方式と同様に「トラフィック」ベースとする。**
- **ユーザに輻輳箇所の情報や増設基準を開示する。**



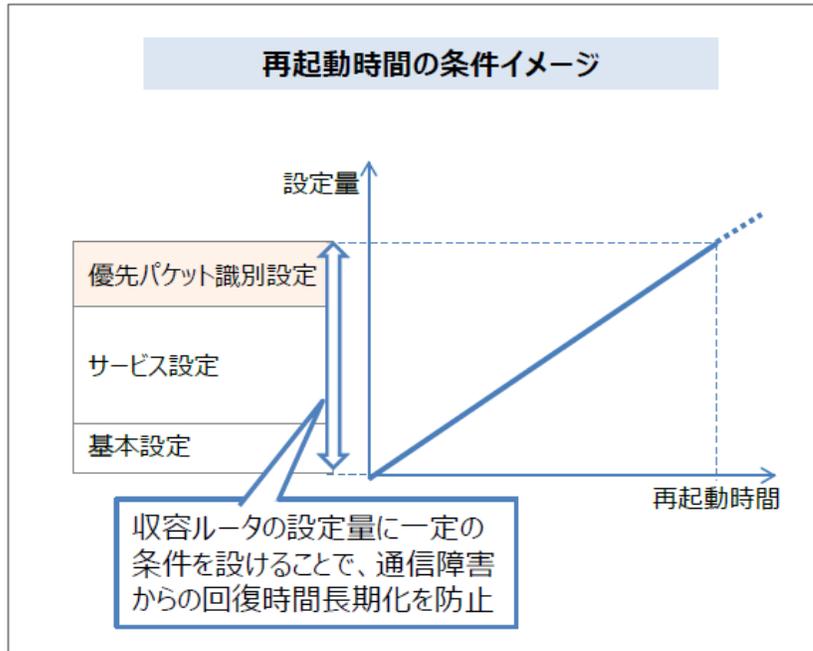
QoSやIPoE事業者の制限（ルータの再起動時間）

再起動時間を理由としてQoSやIPoE事業者を制限するのは**理由にならない**

※QoSのアンバンドル協議では最大数千行の設定が投入される前提であったが、ルータの再起動時間が長時間化することが問題になるとは一度も聞いていない。

※会員企業で検証を行うがQoSの設定で収容ルータの起動時間の問題になっていない。

※再起動時間が長時間になることが原因であればその時間を明示した上で議論すべき。また長時間になるのを許容した場合のQoS可能収容数を明示すべき。検証可能性が必要。



例えば・・・

現状

設定後

5分

1時間

許容不可

5分

7分

許容可

Agenda

- 第3回研究会を踏まえた追加意見等
 - NTT殿発言「NTEは全て公開済み」への反論
 - IPoE事業者数の制限（ルータの起動時間）
 - 情報システムの網改造料化
- **コロケーション等に対する追加意見**
 - **コロケーション6ヶ月縛り期間の検証**
 - **コロケーション機器交換の迅速化**
 - **情報システムの網改造料化**
- 光ファイバ耐用年数の取扱について
- 守秘義務の対象除外について
- 研究会のフォローアップについて

コロケーション6ヶ月縛り（違約金）期間の検証

- **ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(P.29)におけるコロケーションの「6ヶ月前ルール」の見直しについて、現状でも6ヶ月程度の期間がかかると報告されているが。**

以下、答申より抜粋

（ウ）考え方

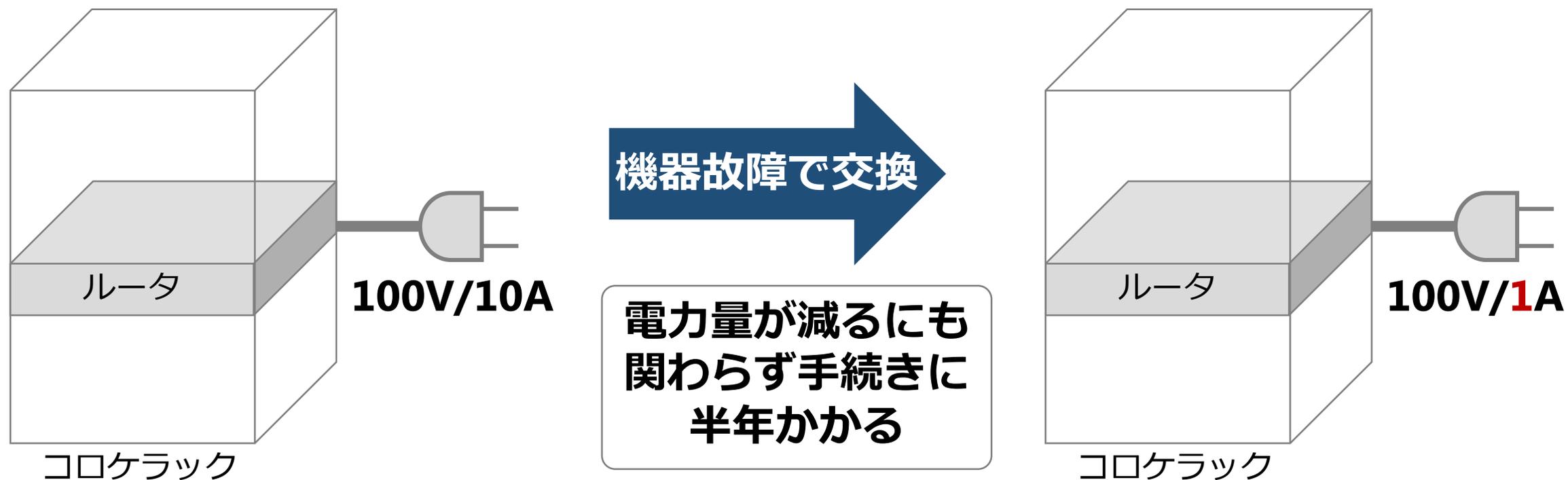
通常、コロケーション設備の利用を接続事業者側から解除する場合、撤去工事の進捗にかかわらず、接続事業者は撤去通知後 6 ヶ月間設備使用料等の支払いを要する。また、既存のメタル用コロケーション設備を撤去し、新しく光用コロケーション設備を設置する場合であっても、既存のコロケーションスペース、条件と異なる利用を行うときは、接続事業者は撤去通知後 6 ヶ月間設備使用料の支払いを要することに加え、光用コロケーション設備に係る費用も別途支払うこととなる。

現在の「6ヶ月前ルール」は、実際の設備が転用されるまでの期間を把握することが困難であることから、NTT 東西が 2007 年度に行った特別調査に基づいて算定された数値である。他方、DSL サービスや直収電話などに利用されるドライカップ回線が 2009 年度から純減傾向に転じていることも踏まえると、これまでの局地的散発的なコロケーション設備入替えと異なり、IP 網への移行の進展に伴い、今後、多くの接続事

**合計期間が6ヶ月かかる
というのは長いことから、
6ヶ月の内訳の詳細
を開示にしてください
た上で妥当性等を研究
会で検証が必要。**

コロケーション機器交換の迅速化

- 機器老朽化（故障）等に伴う機器交換時、機種が異なる場合は、(1)廃止手続き (2)新規設備設置 と2段階の手続きが必要であり、半年程度かかっていることから、業務に支障がでている。
- 電力量が現在より小さくなっている場合などはNTT局舎設備に与える影響がないことから、即時交換ができるように手続きの柔軟化をしていただきたい。



情報システムの網改造料化

- IPoE参入が増えない大きな原因はコスト。特に情報システムの支払い。
- NTT殿網接続のための情報システム利用料は常に市場よりかい離れた金額。
- 網使用料は原価算定に基づくものであるにもかかわらず、網利用に不可分である情報システムのコストは言い値（網改造料）
- NTT東西はNTTグループの開発会社と随意契約しており、コスト削減のための入札スキームすらとられていない。そもそもNTT東西からみて、網改造料のコスト削減インセンティブが働かない。
- IPoE参入やNGN利活用促進のためには情報システムを「網使用料」化する必要がある。

Agenda

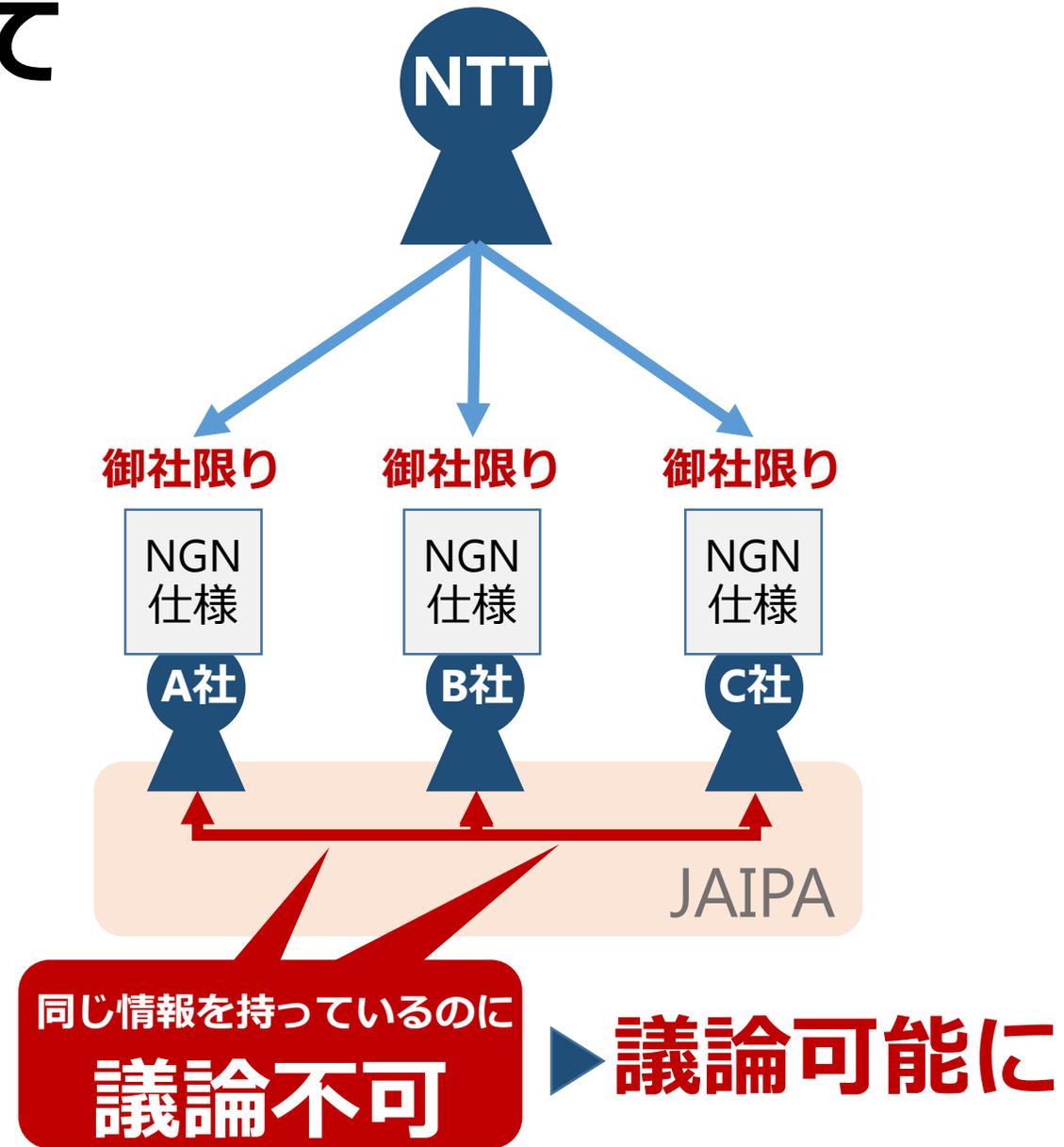
- 第3回研究会を踏まえた追加意見等
 - NTT殿発言「NTEは全て公開済み」への反論
 - IPoE事業者数の制限（ルータの起動時間）
 - 情報システムの網改造料化
- コロケーション等に対する追加意見
 - コロケーション6ヶ月縛り期間の詳細開示
 - コロケーション機器交換の迅速化
 - 情報システムの網改造料化
- **光ファイバ耐用年数の取扱について**
- **守秘義務の対象除外について**
- **研究会のフォローアップについて**

光ファイバの耐用年数について

- 光ファイバの耐用年数見直しについては、2008 年度にそれまで採用していた法定耐用年数（10 年）から使用実態を踏まえた経済的耐用年数（架空 15 年、地下 21 年）に変更され来年度で 10 年が経過することになります。加入光ファイバに係る接続料を低廉化させ、メタルから光への移行を促すために、接続料算定に用いる経済的耐用年数については、毎年見直すべきです。

守秘義務の対象除外について

- JAIPAでは日々ISPが集まり、インターネットの環境整備や諸問題に関する議論を行っています。
- しかしNTT（NGN）に関しては各社に「御社限り」として情報が開示されることから、**ISPが同じ情報を持っているにもかかわらず議論できない状況。**
- 例えば、NTEの仕様に関するNDA対象となっておりJAIPA内で議論ができず団体としての意見が不可能となることから、**協会内での議論をNDA対象から除外していただきたい。**



本研究会のフォローアップの必要性

- NTT東西は「説明しているところです」「進めていく考えです」「適切に対応していく考えです」「今後もISP事業者様と協力して対応に当たる考え」「可能な限り対応する考え」と将来対応していくと宣言。
- 一方で、一部でグループの事業者優遇や、QoSの開放・利用までに約7年という長期間を要するなど協議や日々の運用には大きな懸念や課題がある。

本研究会を定期的開催し、同等性の確保、NGNの利活用、協議の状況、報告書記載事項の進捗等の確認・検証を実施していただくよう強く強く要望します。

参考

9社のみ限定的に情報を開示した事例

コロケーションの違約金について

単県POI・県間伝送路（再掲）

- 地域データセンター、トラヒック交換等の観点から単県POIは必要。
- インターネットやキャスト、NTTひかり電話の利用（接続）等ほとんどのサービスにおいて、県間伝送路の利用は必須（ボトルネック性）



- 単県POIを設置する（ISPはNGN県間NWを使わない権利が発生）
- 単県POI設置が不可能の場合、NGN県間伝送路は代替性のないボトルネック設備であるので一種設備に指定し規律する。

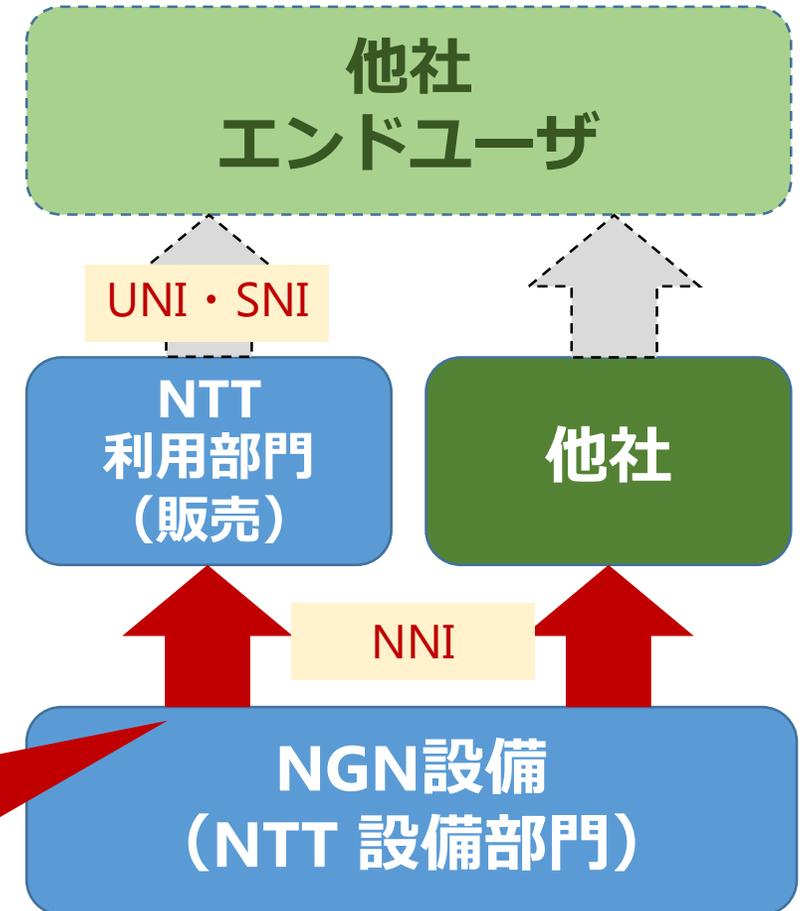
単県POIが存在しないエリアのみに規律する方法もある

オープン化とは何か

オープン化は、
第1種指定設備で公正競争を促進するため、
公平性・透明性・適正性を担保する形で
事業規模や形態にかかわらず**等しく利用**
できるように手当すること

オープン化は、
「接続による開放」でしか実現できない
(SNIなど小売りメニューの拡充は単なる営業施策)

オープン化の条件：
等しい条件・時期・価格
(NTT利用部門も含めて等しい条件)
の担保が必要。



単県POI・県間伝送路（補足）

- 地域データセンター、トラヒック交換等の観点から単県POIは必要。
- インターネットやキャスト、NTTひかり電話の利用（接続）等ほとんどのサービスにおいて、県間伝送路の利用は必須（ボトルネック性）



- 単県POIを設置する（ISPはNGN県間NWを使わない権利が発生）
- 単県POI設置が不可能の場合、NGN県間伝送路は代替性のないボトルネック設備であるので一種設備に指定し規律する。

単県POIが存在しないエリアのみに規律する方法もある

おわり

